

## 四万十市公告

令和7年5月19日に公告を実施した道の駅よって西土佐電気自動車用急速充電設備等導入業務の公募型プロポーザルについて、募集期間を延長するため、次のとおり公告する。

令和7年6月3日

四万十市長 山下 元一郎

### 1 業務の名称

道の駅よって西土佐電気自動車用急速充電設備等導入業務

### 2 業務概要

#### (1) 業務の目的

道の駅よって西土佐建設当時から設置されている電気自動車（以下「EV」という。）を充電する急速充電器は、令和5年に耐用年数が経過している。また、令和8年3月には3G回線が使用不可となり急速充電器が使用できなくなる。

当該設備はEV利用者の利便性を向上する充電インフラネットワーク構築に向けて設置している。また、本市では令和3年3月に「ゼロカーボンシティ」を宣言し、温室効果ガス削減に向けた取組みを推進している。

EV充電設備等を設置することで、ゼロカーボン・ドライブを推進し、利便性が高く持続可能な充電インフラの整備を行うことを目的とする。

#### (2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

#### (3) 利用開始時期

EV充電設備等は令和8年3月31日までに利用を開始することとし、利用開始時期は市と事業者の協議により決定するものとする。

### 3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 本件公告時に、国、高知県、四万十市から競争入札参加資格等の指名停止を受けていない者
- (3) 納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村税を滞納していない者
- (4) 次の各号に該当しない者
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続の申立てがされている者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続の申立て

がされている者

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定に基づく破産の申立てがされている者

- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成 24 年規則第 7 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する者でないこと。

#### 4 参加手続等

(1) 担当部署

本プロポーザル及び本業務担当

所管課：高知県四万十市産業建設課産業振興係

住所：〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎 2445-2

電話番号：0880-52-1113

FAX 番号：0880-52-2124

e-mail：n-sangyou@city.shimanto.lg.jp

※ 上記担当窓口の対応可能時間は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分の間とする。（ただし午後 12 時から午後 1 時の間を除く。）

(2) 関係資料の交付方法

資料は全て四万十市公式ホームページからダウンロードすること。

(3) 参加表明書及び審査書類の提出期限等

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 6 日（金）午後 5 時 15 分

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を令和 7 年 6 月 20 日（金）午後 5 時 15 分までに持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

(4) 企画提案書等の提出期限等

ア 提出期限 令和 7 年 6 月 23 日（月）午後 5 時 15 分

イ 提出場所 上記（1）のとおり

ウ 提出方法 持参又は郵送、宅配便（提出期限までの必着とし、配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

#### 5 選定方法等

(1) 参加資格審査（書類審査）

提出された参加表明書等を基に担当部署において資格要件の審査を行う。

- (2) 道の駅よって西土佐電気自動車用急速充電設備等導入業務公募型プロポーザル審査委員会において、企画提案書のプレゼンテーション及びヒアリングにより、道の駅よって西土佐電気自動車用急速充電設備等導入業務公募型プロポーザル実施要領に定める評価基準に基づき採点し、契約候補者 1 者、次点順位者 1 者を選定する。

## 6 審査基準

審査書類等、企画提案書及びヒアリング等により事業者の業務の運営能力及び急速充電設備等導入・運営管理等について、実施要領に定めた評価基準に基づき審査する。

## 7 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- (2) 提出期限日以降における書類の差し替え又は再提出は認めない。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は当該提案者の提案は無効とする。
- (3) 詳細は道の駅よって西土佐電気自動車用急速充電設備等導入業務公募型プロポーザル実施要領等による。
- (4) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、事業計画等の変更又は中止をする場合がある。この場合、参加者に対して市は一切の責任を負わないものとする。